

令和 6 年 1 0 月 2 1 日現在

第1回人権基本条例懇談会 資料

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」
「条例案」について

葛飾区総務部人権推進課



人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性<要旨>	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
女性 (男女平等)	「葛飾区男女平等推進計画」に基づき、女性の人権施策(男女平等)に取り組みます。 男女がともにその個性と能力を十分に発揮し、協力し合えるよう教育・啓発を推進します。 男女共同参画社会の実現に向け、審議会等の意思決定の場への女性参画率を更に高めます。 男女がともに自らの希望に応じて、仕事と家事・育児・地域活動等の仕事以外の生活が調和した人生を生きることができるよう取組を進めます。 DV防止及び様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発を図り、区内事業所や企業に向けた周知・啓発にも取り組みます。 DV防止等への取組を推進するため、関係各課や関係機関等との連携・協働に努め、相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の幅広い周知を図ります。 区役所においても、男性職員の家庭生活への参画促進や女性の職業生活における活躍を推進し、地域における男女平等社会づくりを牽引します。	○令和2(2020)年に、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」を実施した。 ○令和4(2022)年には、「葛飾区男女平等推進計画(第6次)」を策定した。 ○「葛飾区中期実施計画」(令和6(2024)年～令和9(2027)年)においても、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)応援事業」、「配偶者暴力防止事業」に取り組んでいる。 ○審議会等の女性委員の割合は、令和5(2023)年度は29.7%である。 ○令和5(2023)年度における女性に対する暴力相談(DV相談)は308件、寄せられている。 ○教員や保育士を対象とした研修を実施し、男女平等教育の推進につなげている。 ○講座や講演会、啓発紙の発行、男女平等推進センターでのイベント等を実施し、区民の男女平等意識・人権意識の向上に取り組んでいる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (4)ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手若しくは周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (2) 相手の心身を傷つけるいかなる暴力又はハラスメント行為 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (1) 男女平等社会(葛飾区男女平等推進条例(平成16年葛飾区条例第3号)第2条第1号に規定する男女平等社会をいう。)の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合うこと。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
子ども	「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」「かつしか教育プラン」「葛飾区子ども・若者計画」に基づき、子どもの人権施策に取り組みます。 地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。 子ども・若者が抱える多岐にわたる課題を解決するため、個別分野を超えた総合的な取組を推進していきます。 教育活動を通して、互いの人格を尊重し合い、差別や偏見、いじめを許さない人権感覚を身に付けた児童・生徒の育成を図ります。 学校における人権教育を推進するとともに、教員の人権教育研修を充実を図ります。 社会全体で子どもの健全育成に努め、いじめへの対処のための対策を推進します。 子どもや保護者への支援を地域で切れ目なく対応していくため、児童相談所・一時保護所を設置し、相談・支援体制の充実を図ります。 「要保護児童対策地域協議会」を活用し、「子ども総合センター」が中核となって、適切な子育てサービスをより円滑に提供する体制を構築します。	○葛飾区子ども総合センターでの新規虐待相談件数は、令和5（2023）年度は794件であり、子どもの安全を確認し、関係機関と協力して家庭支援を行っている。 ○「第2期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定した。 ○令和元（2019）年度より、順次、子育て支援の拠点となる子ども未来プラザを整備し、妊娠から成人するまでの全ての子どもとその家庭への支援に取り組んでいる。 ○令和5（2023）年10月に葛飾区児童相談所を開設し、原則18歳未満の子どもに関する相談・支援を行っている。 ○子どもの権利についての基本的事項を定めた「葛飾区子どもの権利条例」を令和5（2023）年10月に施行した。 ○令和6年2月には、新たな「かつしか教育プラン」＜葛飾区教育振興基本計画＞（令和6（2024）年～令和10（2028）年）を策定した。 ○子ども・若者や子育て支援の視点を区政全般に反映した総合的なまちづくりを推進していくための指針となる「葛飾区子ども・若者基本構想」を令和6（2024）年3月に策定した。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (5) 子ども 区内に在住し、在学し、在勤する等、区内において生活し、及び活動する18歳未満の人をいう。 （禁止事項） 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 （人権課題に関する取組） 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (2) 子どもの権利(葛飾区子どもの権利条例(令和5年葛飾区条例第56号)に規定する子どもの権利をいう。)が保障され、子どもが安心して生きることができるよう、子どもの人権を尊重すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
高齢者	「葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「高齢者虐待防止・養護者支援計画」に基づき、高齢者の人権施策に取り組みます。 高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、区民や民間企業等による見守り等、高齢者が地域でつながりを深める取組を支援します。 健康づくりや介護予防への支援、就労、社会参加活動や生きがい活動への支援を充実します。 判断能力等が低下しても、高齢者が安心して生活ができるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等のサービスの利用につなげるため、地域連携ネットワークの整備を進めます。 虐待の未然防止や早期発見、養護者への支援、高齢者と家族が孤立しないよう地域による支援体制を強化するほか、養介護施設従事者等による虐待予防に取り組みます。 認知症の早期発見・支援、徘徊対策等を推進する等、認知症共生社会を目指します。 道路や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組み、高齢者が積極的に活動できるまちづくりを推進します。	○地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進している。 ○「葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。 ○もの忘れ予防健診等の認知症早期発見早期支援の推進を実施している。 ○令和4（2022）年度から新たに、介護予防活動の場等に医療専門職を派遣するとともに、高齢者の食生活相談を実施する等の「高齢者の保健事業」を開始した。 ○高齢者虐待相談を実施するとともに、高齢者虐待防止ネットワークを運営し、虐待発生の未然防止と救済に努めている。 ○「高齢者虐待防止・養護者支援計画」に基づき、高齢者の特殊詐欺被害や消費者被害について、被害の防止や被害早期における相談体制を強化していく。 ○認知症高齢者と家族を地域で支えるため、認知症カフェ（オレンジカフェ）を設置する等の取組を行っている。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 （禁止事項） 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 （人権課題に関する取組） 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (3) 高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者の人権を尊重すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
障害者	「葛飾区障害者施策推進計画・葛飾区障害福祉計画・葛飾区障害児福祉計画」に基づき、障害者の人権施策に取り組みます。 葛飾区と民間の相談機関が相互に連携して、相談支援体制を構築します。 障害への理解を促進します。 障害のある人とない人が相互に交流する機会をつくります。 合理的配慮の理解促進に向けて、普及啓発を行います。 成年後見制度の利用促進を図ります。 障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護等に取り組みます。 ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。 一般就労や福祉的就労を支援するとともに、日中活動の場を提供する等、施設整備の促進を図ります。 子どもと保護者に対する、相談支援体制を充実させます。 住み慣れた地域で生活していくために必要な社会資源について、整備の促進を図ります。	○令和5（2023）年4月1日現在の障害者手帳所持者数は、 身体障害者手帳が13,688人 愛の手帳が3,466人 精神障害者保健福祉手帳が5,333人 であり、平成29（2017）年4月1日現在と比較すると、身体障害者手帳は0.95倍、愛の手帳は1.07倍、精神障害者保健福祉手帳は1.55倍となっている。 ○「葛飾区障害者施策推進協議会」を「障害者差別解消支援地域協議会」として位置づけ、その専門部会として、「差別解消部会」を設置した。差別解消部会は、区内の障害者団体代表者と区職員とで構成し、情報交換・意見交換等を行っている。 ○重症心身障害者や医療的ケア児者等に対して適切な支援を実施するため、令和5（2023）年4月に、「葛飾区基幹相談支援センター」を開設した。重症心身障害者や医療的ケア児者など支援が難しい方に対する相談支援体制を強化するとともに、民間の相談支援事業所の育成を行っている。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (6)障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者をいう。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (4) 障害者が安心して暮らすことができるように、障害者の人権を尊重すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
同和問題 (部落問題)	「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別についての正しい知識・理解を深め、差別や偏見を解消し、人権意識の普及を図るための啓発活動を推進し、企業等に対しても、普及啓発を図っていきます。 学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の充実に努め、人権教育を推進します。また、教職員に対する人権教育研修の実施、充実に努めます。 部落差別を理由とする就職差別等の差別事案に対しては、国及び都並びに関係機関等との連携・協力のもと、迅速かつ適切な対応を図ります。とりわけ、インターネット上の情報の掲載等で悪質な差別事案については、対応強化を図ります。また、就職における採用選考に当たっては、ハローワーク等と連携し、公正採用選考の周知徹底に努めます。	○区内の電信柱、看板、公共施設内等に部落差別に関する落書きが断続的に発生していたが、令和2(2020)年を最後に新たな事件は発生していない。 ○戸籍謄本等を第三者に不正取得された場合の本人告知制度を設けている。 ○葛飾区世論調査(令和3(2021)年度) 同和問題を知っている 68.9% 「自分の子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合」について その結婚に反対する 4.4% 結婚には賛成するが、相手の家族とはあまり親戚つきあいをしない 8.1% ○令和3(2021)年8月より、同和問題(部落差別)に関するモニタリング事業(試行)を開始した。 ○当事者団体と協力・連携し、区民の意識啓発や職員研修を推進している。 ○同和対策相談を実施している。 ○講座や講演会、啓発紙の発行、パネル等を実施し、区民の人権意識の向上に取り組んでいる。 ○学校教育では、部落差別をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権尊重教育を推進している。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査その他の行為による部落差別及び偏見 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (5)部落差別の解消に関すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性<要旨>	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
外国人	多様な文化や民族の違いを理解して認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる暮らしやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現を目指します。 語学講座や多文化理解講座、国際交流まつり等を実施し、外国人区民と日本人区民との交流を広げます。 外国人生活相談や行政サービスの多言語対応の充実のほか、やさしい日本語の普及を図ります。 特定の民族や国籍の人々をおとしめたり、差別や暴力行為をおおったりする言動、いわゆるヘイトスピーチがなくなるよう、国、都等と連携し、意識啓発に努めます。	○外国人人口（令和6（2024）年4月1日現在）：27,129人、全人口の5.8%を占める。 ○令和3年5月には、区内で外国（人）に関連する差別的な落書きが発生した。 ○「葛飾区基本構想」（令和3（2201）年7月）の理念として「人権・平和・多様性の尊重」「持続的な発展」「協働によるまちづくり」を掲げている。 ○「葛飾区基本計画」（令和5（2023）年度～令和12（2030）年度）では、互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをめざしている。 （主な実施事業） ・日本人区民への「やさしい日本語講座」を実施 ・区主催の日本語教室を実施 ・日本語ボランティアの養成講座を実施 ・外国人区民向けの外国人生活相談を実施 ・区公式ホームページの多言語対応（108言語） ・区施設等の窓口への翻訳機配置 ○日常の学校生活で使う日本語や生活習慣を指導する「にほんごステップアップ教室」、授業に必要な日本語を指導する「日本語教室」を運営している。また、日本語の理解が十分でない児童・生徒やその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため「日本語通訳」を学校へ派遣している。 ○令和5（2023）年には、「外国人材の人権」をテーマとした企業向け啓発紙を発行し、啓発を行った。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （3）差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 （7）外国人 日本国籍を有しない区民をいう。 （禁止事項） 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 （人権課題に関する取組） 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 （6）外国人に対する差別及び偏見の解消に関すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
疾病	疾病への正しい理解を深めて、差別や偏見をなくすため、啓発等を行います。 若年層を中心にエイズやHIVに対する正しい理解を深め、差別や偏見をなくすため、啓発等の充実を図ります。また、相談や無料でのHIV検査の実施等、支援体制の充実を図ります。	○ 性感染症予防相談、抗体検査を実施している。また療養支援ネットワークの確立を図り、エイズ連携会議を開催している。 ○ 電話で健康に関する様々な相談（健康ホットラインかつしか）や神経難病専門医による相談を実施している。 ○ 令和3（2021）年には、区公式ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見等への注意喚起及び各種相談窓口を紹介する啓発を行った。 ○ 令和4（2022）年度のエイズ相談件数は125件、抗体検査は80件であり、コロナ禍前の令和元（2019）年度の相談719件、抗体検査374件に比べ、激減している。 ○ 令和6（2024）年3月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、情報が届きにくい人にも配慮した情報提供手段の確保や、患者等の人権に配慮した個人情報の取扱い、風評被害等を惹起しないような報道発表などについて、定めた。 ○ 感染症対策の強化として、ヒトパピローマウイルス（HPV）予防接種を勧奨し、令和6年度からは新たに男性に対し予防接種費用を助成する。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (8)疾病等 後天性免疫不全症候群、ハンセン病等及び新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の疾病をいう。 （禁止事項） 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (7)疾病等に起因する差別及び偏見を防止するため、知識を普及啓発すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
性自認 性的指向	性の多様性への理解を深め、性自認・性的指向を理由とする差別や偏見をなくし、全ての人々が尊重される社会の実現を目指します。 性の多様性に関する正しい情報提供、理解促進、ハラスメント防止やプライバシー保護に配慮するため、職員研修、区民向けの講座・講演会やパンフレット配付等による啓発活動を行っています。 性自認・性的指向について悩みや困難を抱える人のための相談窓口を設置し、他の相談機関とも連携を図りながら、適切な支援を進めています。	○葛飾区男女平等推進計画（第6次：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）に基づき「性の多様性への理解促進・支援」に取り組んでいる。 ○区の各種申請書類等の様式について、法令で定められているもの等を除き、不要な性別欄の削除や、新たな様式に性別欄は設けない取り組みを引き続き進めている。 ○令和2年10月から、専門家による葛飾区性自認・性的指向に関する相談（月1回・年間36枠）を開始した。 ○令和5年度は年間17件のLGBTs相談があった。 ○令和4（2022）年度から、隔年で多様性に関する啓発パンフレットを作成し、啓発に取り組んでいる。 ○令和4（2022）年10月の「東京都パートナーシップ宣誓制度」開始に際し、「葛飾区における「東京都パートナーシップ宣誓制度」等の活用方針」を定め、区民向けでは「区営住宅への入居申込み」ほか6手続きについて、東京都の受理証明による手続き利用が可能となっている。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (9)性別等 身体的・生物学的な性別、性自認、性的指向及びジェンダー表現を要素とした性のあり方をいう。 (10)性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。 （禁止事項） 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (3) 個人の性別等に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にする行為 （人権課題に関する取組） 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (8)性別等及び性的指向による区民等の理解を深めること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
犯罪被害者 とその家族	犯罪被害者等総合的対応窓口の周知を図り、適切な支援を行うことができるよう、職員のスキルアップや関係部局や関係機関との連携強化を図り、窓口における支援体制を整備していきます。 犯罪被害者及びその家族が平穏な生活を取り戻していくためには、周囲の理解が欠かせません。犯罪被害者とその家族の立場に立って考え、支援することの大切さについて、理解促進を図るため、職員研修や啓発活動を実施します。	○警察署と連携して、パネル展示や啓発活動等の取り組みを行っている。 ○犯罪被害者等を講師に招いた区民向け講座・講演会の開催等により、犯罪被害者等への理解促進に取り組んでいる。 ○人権推進課が犯罪被害者等支援窓口として位置づけられており、東京都の被害者支援センターの依頼により相談場所の提供等を行っている。 ○区内の再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は、令和4年現在で5割を超えており、全国平均よりやや高い水準である。 ○令和4年3月に「葛飾区再犯防止推進計画」を策定し、地域団体や関係機関との連携により取り組みを進めている。 ○暴力の防止を啓発するため、性暴力被害、アンガーマネジメント等のテーマで講座を開催している。 ○令和6（2024）年度より、個人住宅の防犯力強化のため「葛飾区住まいの防犯対策助成」を開始し、あわせて共同住宅の防犯力向上、自転車盗難被害防止のため、共同住宅の共用部・駐輪場に設置する防犯カメラへの助成を実施している。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （3）差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 （11）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。 （禁止事項） 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 （犯罪被害者等に対する支援） 第10条 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、関係機関等との連絡調整を行うものとする。 2 区は、犯罪被害者等が置かれている状況及び二次被害に対する区民及び事業者等の理解を深めるため、第8条第2項の規定に基づき広報、啓発その他必要な施策を行うものとする。 （人権課題に関する取組） 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 （9）犯罪被害者等への差別及び偏見の解消に関すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
就労にかかわる人権問題	働く意欲のある全ての人々が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができるようキャリアアップや就労を支援します。 人権が尊重された公正な採用選考の実施や公正採用選考人権啓発推進員の設置に向けて、普及啓発を図ります。 労働者、事業主のそれぞれが人権を尊重する職場づくりを推進するよう意識啓発に取り組みます。 誰もが豊かな人生を生きられるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組を支援します。	○令和2(2020)年度から、企業向け人権啓発紙「HOW」の発行を開始し、「職場のハラスメント撲滅」等について、区内企業に向けた啓発を行っている。 ○区の無料職業紹介所である「しごと発見プラザかつしか」において、求職者に対し、個別カウンセリングやセミナー等を実施している。 また、労働関連講習会を開催している。 ○仕事と子育て・介護・地域活動等の調和を図り、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等を実施している。 ○労働環境改善に向けた就業規則の改正等を支援する社労士アドバイザーの派遣や企業向けのセミナーの実施、事業所向け情報誌の発行等、企業に対するワーク・ライフ・バランスの支援を行っている。 ○国の中小企業に対する各種雇用促進助成金制度に区が上乗せで中小企業への奨励金を実施している。 ○福祉施設等の従事者向けに、利用者やそのご家族等からのハラスメントや、職場内で相談できない仕事上の悩み等を相談できる窓口を令和6(2024)年度に開設した。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (4)ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手若しくは周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (2)相手の心身を傷つけるいかなる暴力又はハラスメント行為 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (10)採用、労働条件等に関する差別及び職場内での様々なハラスメントを防止すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
インターネットにかかわる人権問題	インターネット利用にあたり、利便性を享受するだけでなく、他者の人権の配慮に心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発します。 児童・生徒が情報社会において正しい判断や考えをもって行動のできる能力を育てるため、年齢に応じた情報モラル教育の推進を図ります。	○人権啓発紙等を活用した啓発、講座・講演会の開催等の啓発活動を行っている。 ○令和2(2020)年度にはインターネット上の誹謗中傷や人権侵害のない社会を目指し、「インターネットと人権」をテーマに、講演会を開催し、啓発を図った。 ○令和3(2021)年10月には「葛飾区デジタル推進計画2021」を策定し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受し、豊かで快適な生活を送ることができるまちの実現に向けて、取り組んでいる。 ○学校と教育委員会が一体となって教育の情報化の推進を図ることを目的として、令和6(2024)年3月に「かつしか教育情報化推進プラン」(葛飾区学校教育情報化推進計画)(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)を策定した。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1)図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査その他の行為による部落差別及び偏見 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (11)インターネット上の誹謗中傷、差別及び偏見の解消に関すること。

人権課題別の「指針」「区の現状・取り組み」「条文案」



人権課題	人権施策推進指針 施策の方向性＜要旨＞	区の現状・主な取り組み (主に人権施策推進指針策定後)	人権基本条例の条文(案)
災害に伴う人権問題	「葛飾区地域防災計画」に基づき、災害に伴う人権施策に取り組みます。 災害時の避難所運営に当たっては、プライバシーの確保や要配慮者や女性等、様々な人権の配慮に努めます。 男女双方の視点に配慮した防災対策を推進します。 関係各課や関係機関、自治町会、葛飾区民生委員児童委員協議会等と連携し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援体制を強化します。 平常時から地域における要配慮者の情報把握や訓練の実施等による要配慮者への理解促進を図り、災害から一人でも多くの生命を守ります。 一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の確保を図ります。 災害時に情報を迅速・正確に発信するとともに、区民が的確な行動がとれるよう通信手段の多様化への対応及び周知を図り、確実に情報が誰にでも伝わるように取り組みます。	○「葛飾区地域防災計画」を策定し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援体制整備や避難所運営にあたっての女性や子どもなどへの配慮について取り組んでいる。 ○女性や男女共同参画に関する視点からの防災講座を継続的に開催し、啓発を行っている。 ○避難所運営や備蓄物資の配備などにおいて、女性のための防災対策等検討委員会の検討結果等に基づき地域防災計画の見直しを行っている。 ○妊産婦・乳児避難所の開設、福祉避難所の充実に取り組んでいく。 ○災害時要配慮者の方の命を守るため、避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」、「災害時個別支援計画」の作成・見直しを進める。 ○令和6（2024）年度には、避難行動支援をした方が損害賠償責任を負った際には、区が保険者となり、その損害を補償する災害時損害賠償保険制度を創設した。 ○民間福祉避難所の実態を把握するため、設備・備蓄、体制整備や避難者受入能力の調査、整備方針の提言を行う。また、業務継続計画等に係る個別支援等を行う。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3)差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。 (12) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。 (禁止事項) 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (人権課題に関する取組) 第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。 (12) 避難所における被災者のプライバシーが確保され、災害時における子ども、高齢者、障害者、外国人等への十分な配慮が行きわたるよう、被災者の状況を理解し、人権を尊重すること。